

金融事業者の名称	株式会社ダーウィン
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.it-hoken.co.jp/fd-declaration/
■取組状況掲載ページのURL:	https://www.it-hoken.co.jp/company-perf/

原則	原則	実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則 2	【顧客の義務の目的の達成】 金融事業者は、従来の専門性と職掌を保持し、顧客に対して公正に業務を行い、顧客の義務の利益を追求すべきである。金融事業者は、顧客の義務が実質として定着するよう努めるべきである。 (1) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の視点でサービスを提供し、顧客の利益を追求するものとする。利益相反の可能性のある場合には、当該利益相反を回避し、顧客の利益を追求するべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	2【お客さまにとって、重要な情報をわかりやすく（提供することを目的とします。）】 3【最適なサービスを最高水準の業務品質で提供することを目的とします。】 4【お客さまに最高水準のサービス提供できる人材を育成し、お客さまの満足度の高い組織づくりを目指します。】	【取組保険会社】 【お客さまの声 件数】 【保険金・給付金支払実績】
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性のある場合には、当該利益相反を回避し、顧客の利益を追求するべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。 (2) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たり、最低限度、以下の事項が取り又は業務に及ぼす影響については考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等を行う場合、当該商品の提供会社から、販売手数料の支払を受け得る場合 ・ 販売会社が、ウェブページを運営する会社から提供を受けた商品販売・推奨等を行う場合 ・ 同一企業グループ内に法人営業部門と運用部門を有し、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取得権等を有する企業である場合	実施	2【お客さまにとって、重要な情報をわかりやすく（提供することを目的とします。）】 3【最適なサービスを最高水準の業務品質で提供することを目的とします。】	【生命保険契約継続率/損害保険更改率】 【生命保険契約継続率/損害保険更改率】 【保険金・給付金支払実績】
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目をお客さま、顧客が負担する手数料その他の費用の提供を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に課せられるかを、顧客が理解できるように提供すべきである。	実施	2【お客さまにとって、重要な情報をわかりやすく（提供することを目的とします。）】	【生命保険契約継続率/損害保険更改率】 【お客さまの声 件数】
原則 5	【重要情報のわかりやすい提供】 金融事業者は、顧客との関係の対称性があつたことを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品のサービスの販売・推奨等を行う場合、顧客が理解できるように分かりやすい提供すべきである。 (1) 重要な情報は以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品のサービスの基本的な利益/リスク、損失その他のリスクの発生 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の結成に際して金融事業者が販売対象として想定する顧客像 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品のサービスの特徴/長所/短所等の概要 ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品のサービスについて、顧客との利益相反の可能性のある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びそれが取引又は業務に及ぼす影響 (2) 金融事業者は、複数の金融商品のサービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、個別に購入するよりもお得であるかを明示し、かつ、購入し得るサービス間の比較を行うべきである。また、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注1)。(注2)は手数料等の情報を提供するものにおいて適用しない。 (3) 金融事業者は、顧客の取引経緯や金融商品考慮上の上、明確、平易であつて、顧客が正確にない重要な内容の情報を提供を行うべきである。 (4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品のサービスの提供に際しては、顧客のライフプラン等を踏まえた目標達成や資金計画と当該商品の適切な利用を促すこととし、具体的な金融商品のサービスの提供を行うこと。 (5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報の重要性に応じて反応し、および重要な情報については積極的に提供することを顧客の注意を促すべきである。	実施	2【お客さまにとって、重要な情報をわかりやすく（提供することを目的とします。）】 3【最適なサービスを最高水準の業務品質で提供することを目的とします。】 4【お客さまに最高水準のサービス提供できる人材を育成し、お客さまの満足度の高い組織づくりを目指します。】	【年間相談件数】 【保有契約件数及び保険料取扱高】 【お客さまの声 件数】
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品のサービスの提供、販売・推奨等を行うべきである。 (1) 金融事業者は、金融商品のサービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、必ず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標達成や資金計画と当該商品の適切な利用を促すこととし、具体的な金融商品のサービスの提供を行うこと。 ・ 具体的な金融商品のサービスの提供は、自らが行うべきである。また、必要に応じて、各商品の提供に際しては、顧客のライフプランや資産計画等の顧客の意向を踏まえて適切な対応を行うこと。 ・ 金融商品のサービスの提供に際しては、顧客の意向に基づき、長期的視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと。 (2) 金融事業者は、複数の金融商品のサービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、当該パッケージが当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 (3) 金融商品の結成に際しては、顧客の意向を踏まえて、顧客のライフプラン等を踏まえて、販売対象として想定する顧客像を明確に公表するとともに、商品の販売に際しては、顧客の意向を踏まえて適切な対応を行うべきである。 (4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合には、金融取引に関する十分な知識を有する者による説明を行うこととし、当該商品の販売・推奨等を行う場合に、顧客の意向を踏まえて適切な対応を行うべきである。 (5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の知識を定期的に更新し、顧客の意向に即応できるようにして、その業務に際し、金融取引に関する最新の知識を有するものための提供提供体制の構築を行うべきである。	実施	1【多様化する社会の実化に合わせ、お客さまにとって最善の利益の追求とします。】 2【お客さまにとって、重要な情報をわかりやすく（提供することを目的とします。）】 3【最適なサービスを最高水準の業務品質で提供することを目的とします。】 4【お客さまに最高水準のサービス提供できる人材を育成し、お客さまの満足度の高い組織づくりを目指します。】	【取組保険会社】 【年間相談件数】 【保有契約件数及び保険料取扱高】 【生命保険契約継続率/損害保険更改率】 【お客さまの声 件数】
原則 7	【従業員に対する適切な勤務づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の義務の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理等を実現するために適切な体制・業務体制等を、従業員を含む他の関係者も含めて構築し、適切な体制・業務体制等を整備すべきである。 (1) 金融事業者は、各原則に明らかにされている注意点を踏まえ、必要に応じて、これらに即応する体制・業務体制の構築を行うこととし、これらに即応する体制・業務体制の構築を行うこととし、当該体制・業務体制の整備に努めるべきである。	実施	4【お客さまに最高水準のサービス提供できる人材を育成し、お客さまの満足度の高い組織づくりを目指します。】	【お客さまの声 件数】 【保険金・給付金支払実績】

【問合せ先】

部署

募集業務管理部

連絡先

0277-53-0111